

第1回学長選考会議 議事録

日時 : 平成29年6月28日(水) 16:00~17:10

場所 : 厳樞会館2階 特別会議室2

出席者: 教審選出委員: 池田委員、林委員、車谷委員、古家委員

経審選出委員: 川副委員、澤田委員、松村委員、杉山委員

事務局: 表野法人企画部長、木村人事課長、太田人事課主査(記録)

【議事】

1. 議長の選出について
2. 学長選考について
3. 次回日程、その他

【資料】

資料1: 「奈良県立医科大学学長選考会議規程」

資料2: 「奈良県立医科大学学長選考等に関する規程」

資料3: 「意向調査の実施等に関する規程」

参考資料1: 「公立大学法人奈良県立医科大学定款」(抜粋)

参考資料2: 「前回選考時の手順」

【議事内容】

0. 冒頭

- ・事務局から、謝辞と選考会議委員の紹介、資料確認。
- ・学長選考会議規程第5条の定足数に基づき、3分の2以上の出席のため会議の成立を確認。

1. 議長の選出について

(事務局) 議長の選出をお願いしたい。議長の選出については、学長選考会議規程により委員の互選となっている。

- ・学長選考会議規程第4条に基づき、議長を互選し、川副委員が議長に選出された。

2. 学長選考について

【現行制度について】

(事務局)

- ・学校教育法等の改正を受け、2年前の4月に学則等の変更は行ったが、学長選考に関連した項目については国立大学の状況を確認し、判断することと先送りしたことを説明。法律改正後、すべての国立大学では意向投票は参考と位置づけており、廃止した大学の例などを紹介。

(委員意見)

- ・ 前回の選考の際に意向投票の取り扱いについて議論した事がある。
- ・ 一票でも多い候補者がそのまま選出される事がなくなっている。
- ・ 投票で決定する事はよろしくない。
- ・ ガバナンスのあり方が国等でも議論されている。
- ・ 学長がガバナンスを発揮しやすいような仕組み、任期の検討が必要。
- ・ 大阪大学の様な長期任期の例もある。
- ・ 時代に即して、任期等も変えていくべき。
- ・ 民間病院では院長 10 年以上、オーナーは 36 年間継続している事例もあり、長く続けることで良いこともある。

(結論) 学長選考方法、任期等について、改正を検討することを決定。

【制度改正の検討方法について】

(委員意見)

- ・ 選考会議で改正案をつくり、有識者委員会を設置して、そこに諮問してはどうか。
- ・ 有識者委員会は、あくまでも諮問機関として取り扱い、そこからの答申は最大限尊重されるものであることとしたい。

(事務局)

- ・ 有識者委員会の設置については、選考会議規程第 9 条に基づき、選考会議で決定することができる。

(結論) 選考会議の諮問機関として有識者委員会を設置し、制度改正についての意見をいただく。

有識者委員会委員については、選考会議各委員からの推薦を求め、就任要請及び委員長への要請は議長一任とする。

各委員から出された情報は、メールで適宜共有することとする。

【学長選考会議の進め方のルールについて】

(結論) 学長選考を進めるにあたり、会議には多くの方に出席を頂きたいが、日程調整も困難なことから、意見集約についてはメール等を活用する。

また、持ち回り審議の効力も 3 分の 2 の以上の意思確認をもって行う。

【諮問について】

(委員意見)

- ・ 一番避けるべきは選挙の様になり、1 票でも多い方が学長になるという決め方。
- ・ そうなれば、学長選考会議は選挙管理機能のみとなり、主体的選考ができない。

- ・そのあたりを踏まえ、他大学の規程を参考にしながら議長と事務局で諮問案を作成されてはいかがか。

(結論) 諮問する内容を、議長と事務局で調整のうえ、メールにより各委員の意見を集約し、諮問書を作成することとする。

【スケジュールについて】

(事務局)

- ・1週間以内に、有識者委員会の委員候補を事務局へ連絡頂き、事務局から議長へ報告する。
- ・諮問案の作成には2週間程度はいただきたいので、有識者委員会は7月中旬以降に開催したい。
- ・年内に学長を選考しようとするのであれば、10月には選考を開始する必要がある。(医療法改正により、特定機能病院の病院長は選考によって選ぶ必要があるため。)
- ・改正案の作成を見込み、9月上旬には第2回の学長選考会議を開催したい。

(委員意見)

- ・スケジュールが掴みにくいので、事務局でまとめてほしい。

(結論) 事務局からの説明どおり進めることを決定。

事務局でスケジュールを作成し、選考会議委員に共有することとする。

【守秘義務について】

(委員意見)

- ・学長選考会議は人事案件でもあり、守秘義務を課したい。

(結論) 公表の時期までは、選考会議における検討内容は、今後の審議への影響を回避するため、外部への公表は控えることとする。

以上